

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	岐阜県美濃加茂市

美濃加茂市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	美濃加茂市産業振興部農林課
所 在 地	美濃加茂市太田町3431番地1
電 話 番 号	0574-25-2111
F A X 番 号	0574-27-3863
メールアドレス	nousei@city.minokamo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ、サギ類
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岐阜県美濃加茂市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年1月～令和3年12月）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額（千円）	被害面積（a）
イノシシ	水稻、豆類、野菜、果樹、いも類	16,939	1307.45
ニホンザル	水稻、豆類、野菜、果樹、いも類	405	10.9
ニホンジカ	水稻、果樹、いも類	54	4.09
アライグマ	野菜、果樹、いも類	20	0.4
ヌートリア	水稻、野菜、果樹、いも類	66	0.82
ハクビシン	水稻、豆類、果樹、野菜、いも類	222	4.9
カラス	水稻、豆類、果樹、野菜、いも類	1,027	41.25
ムクドリ	果樹、野菜	66	1.13
ヒヨドリ	果樹、野菜、いも類	116	2.4

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

主に市内北中部の山間に生息し、住宅地付近の荒れた里山や竹林に定着した個体もみられる。被害は年間を通して発生しており、稲、野菜、豆類等の農作の被害だけでなく、水路や農地法面なども荒らされるなど深刻な被害を発生させている。

【ニホンザル】

伊深・三和地区を中心に、年間を通じて農作物被害が発生しており、年々南下傾向にある。農作物以外にも、軒下に吊るされた干し柿、時には家屋侵入等の生活被害を発生させる。まれに、群れからはぐれた個体が市街地付近に出没することもある。

【アライグマ、ヌートリア、ハクビシン】

市内全域に生息し、野菜や果樹などの農作物被害のほか家屋侵入等の生活被害も発生させている。

【鳥類（カラス、ムクドリ、ヒヨドリ）】

夏から秋にかけて北中部を中心に発生している。果樹の被害が特に多く、果樹園が多い山之上・蜂屋地区での被害が多くなっている。

【ニホンジカ】

伊深、三和地区で頻繁に目撃されるようになってきており、それに伴い植えたばかりの水稻や野菜の食害が目立つようになってきた。農作物等の被害は全体からすると少ない割合となっているが、何らかの対策を講じる必要がある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	1,307.45	16,939	1,240.00	10,080
ニホンザル	10.90	405	10.00	400
ニホンジカ	4.09	54	4.00	50
アライグマ	0.40	20	0.40	15

ヌートリア	0.82	66	0.80	60
ハクビシン	4.90	222	4.00	200
カラス	41.25	1,027	40.00	1,000
ムクドリ	1.13	66	1.00	50
ヒヨドリ	2.40	116	2.00	100

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 市猟友会と連携して、有害鳥獣捕獲体制を整備している。 ・ 捕獲報奨金の助成を行い猟友会の負担軽減を図っている。 ・ 市単独の補助事業で狩猟免許取得に係る費用の一部を助成し、有害鳥獣捕獲従事者の確保を図っている。 ・ イノシシ、ニホンジカについて、国庫交付金を活用し箱わなを購入し捕獲強化を図った。 ・ ニホンザルについては猟友会による銃器を利用したの追い払いや箱わなによる捕獲を実施している。加えて朝夕の見回りも実施してもらっている。 ・ 特定外来種の捕獲に関しては、檻の貸出し（指導含む）を行い、捕獲活動を支援している。 ・ 市単独の補助事業で自治会等の団体へ追払い及び誘因資材等の購入の一部	・ 猟友会員の高齢化及び減少により後継者の育成が課題。 ・ 広域的な捕獲体制を強化することが課題。 ・ イノシシの被害報告が増加しているが、猟友会の人員不足により捕獲数が横ばいで、被害報告も増加している。 ・ ニホンザルの捕獲については群れが農地に出没するほかに、群れから離れた単体が農地被害、生活被害をもたらす等、遊動域の分散による被害拡大が懸念される。

	を助成し、集落での広域的な被害防止及び捕獲の推進を図っている。	
防護柵の設置等に関する取組	・ 市単独の補助事業で電気防護柵設置経費の一部を個人または団体へ助成し、農家負担の軽減を図っている。 ・ 令和2～4年度に国や県の補助事業を活用し、防護柵（ネット柵）を設置している。	・ 集落全体の共同設置など広域的な対策を強化していくことが課題。 ・ 被害の多い地域の過疎化、高齢化により追払い等が満足に出来ない。
生息環境管理その他の取組	・ 国の交付金を活用した防護柵（ネット柵）を設置した一部地域では併せて緩衝帯の整備も行っている。 ・ 市単独の補助事業で里山林整備に係る経費の一部を団体へ助成することで、緩衝帯等の維持管理を市だけでなく、地域の自治会員等で実施していける体制作りを図っている。	・ 山間部では山際の農地が多く、緩衝帯などの整備が課題である。 ・ 過疎化、高齢化により、緩衝帯などの整備後の維持管理を継続して実施していくことが課題である。

（注） 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（5）今後の取組方針

鳥獣被害防止のため「防除」「被害原因の除去」「生息環境管理」を実施する。

「防除」

- ・ 猟友会に委託し銃器及びわな、貸与した捕獲機材で捕獲を実施する。
- ・ 行政や猟友会、農業者団体など関係機関と連携を密にし、研修会の開催

などを通じ鳥獣被害に対する共通認識を持ち鳥獣被害対策を講じる。

- ・ 狩猟免許の資格取得及び猟友会員の加入を奨励し、捕獲主体の猟友会員の後継者育成を含めた対策を講じる。
- ・ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの防護柵の設置については、地域ぐるみの対策が効果的であることから、講習会の開催などにより地域単位の設置を推進し被害対策に取り組む。

「被害原因の除去」

- ・ 鳥獣を寄せ付けない環境にするため、緩衝帯の整備、耕作放棄地や里山の適切な管理、未収穫農産物等の早期処理を啓発する。
- ・ 農業者への鳥獣被害対策の知識を普及し、被害を受けにくい農作物栽培の実践を推進する。

「生息環境管理」

- ・ 間伐等の森林整備など山際緩衝帯整備により、獣が農地に近づきにくい環境づくりを推進する。
- ・ 地域の人々で緩衝帯整備を継続的に実施できるよう助成を行い、特に鳥獣被害の多い地区のより多くの人々が対策できるよう対策を講じる。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農業者等から有害鳥獣捕獲申請を受け、美濃加茂市が猟友会に捕獲を委託し優良捕獲員により銃及びわな、貸与した捕獲機材で加害鳥獣を捕獲する。
狩猟免許取得の助成を行い、担い手の育成を推進する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・ 猟友会と連携し檻、箱わな等で捕獲する。美濃加茂市鳥獣被害対策防止協議会より檻やICTを支援することにより捕獲をより推進する。 ・ 鳥獣被害防止研修や狩猟免許取得の事前研修への参加を積極的に呼びかけ後継者の育成を支援する。
	カラス ムクドリ ヒヨドリ	果樹園を中心に猟友会で捕獲及び追い払いを行う。
	アライグマ ヌートリア ハクビシン	・ 特定外来生物に係る防除の確認申請による市民捕獲を進める。(アライグマ・ヌートリア) ・ ハクビシンについてはアライグマ等と同様、猟友会の協力のもと市民捕獲を進める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・ 特に被害の多いイノシシをはじめ、ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・鳥類(カラス・ムクドリ・ヒヨドリ)を対象に、銃器及び檻、箱わなによる有害鳥獣捕獲を、農作物の被害状況及び捕獲申請に応じて4月から10月末にかけて美濃加茂市全域を対象に実施する。 ・ ニホンザルにおいては、市内北中部において市猟友会へ朝夕の見回り・追い払い活動を委託し、被害防止に努め、追い払いはもちろんのこと、活動に遭遇した群や個体について積極的な捕獲活動を推進する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度

イノシシ	350	350	350
ニホンザル	20	20	20
ニホンジカ	40	40	40
アライグマ	40	40	40
ヌートリア	20	20	20
ハクビシン	40	40	40
カラス	350	350	350
ムクドリ	80	80	80
ヒヨドリ	200	200	200

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カラス、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ、サギ類については、猟友会へ委託し捕獲する。

- ・「捕獲手段」は銃及び檻・わな・網による捕獲を行う。
- ・「捕獲の実施予定時期」は4月1日～10月31日、翌年の3月16日～3月31日
- ・「捕獲予定場所」は美濃加茂市全域とする。
アライグマ・ヌートリアについては、特定外来生物に係る防除の確認申請により市民も含め捕獲体制を強化する。
その他被害状況及び捕獲依頼に応じて、随時捕獲を実施する。

※イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、鳥類（カラス、ムクドリ、ヒヨドリ）については猟期についても個体数調整を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	ネット柵(交付金) L=1,200m	ネット柵(交付金) L=2,500m	ネット柵(交付金) L=2,500m
	電気柵(市単) 20件	電気柵(市単) 20件	電気柵(市単) 20件

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	里山林整備(市単) 10件	里山林整備(市単) 10件	里山林整備(市単) 10件
	猟友会による朝夕 の見回り	猟友会による朝夕 の見回り	猟友会による朝夕 の見回り

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ	緩衝帯の整備
令和6年度	イノシシ ニホンジカ	緩衝帯の整備
令和7年度	イノシシ ニホンジカ	緩衝帯の整備

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

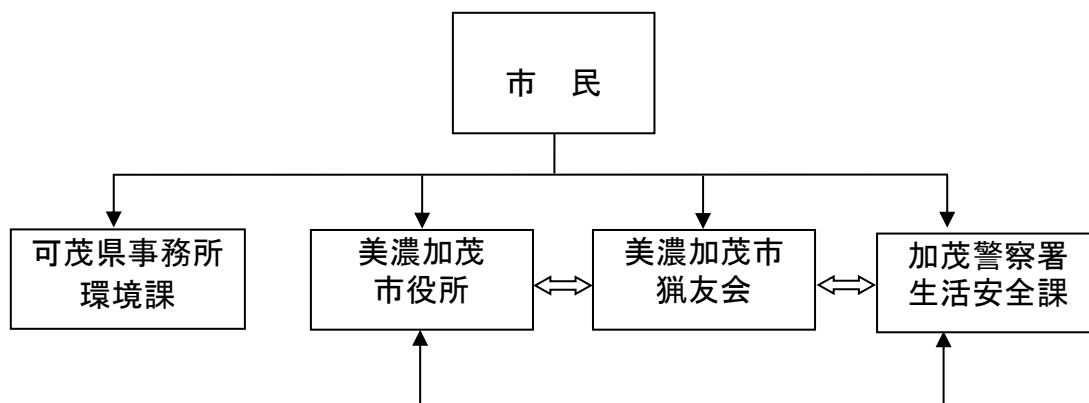
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美濃加茂市	防災無線等で市民へ周知するとともに、県及び警察、猟友会と連携した対応を図る
加茂警察署 生活安全課	市と連携した対応を図る
可茂県事務所 環境課	市と連携した対応を図る
美濃加茂市猟友会	市と連携した対応を図る

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・ニホンジカ・鳥類については、捕獲者各自で捕獲等をした現場で埋設する等、適正に処分する。

サル・アライグマ・ヌートリア・ハクビシンについては、市で焼却処分とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での と体給餌、学術研究 等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	美濃加茂市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
美濃加茂市	・鳥獣被害防止対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。
美濃加茂市猟友会	・有害鳥獣捕獲事業を実施する。 ・有害鳥獣に対する専門知識・捕獲体制に対する助言を行う。
可茂森林組合 (美濃加茂支所)	・有害鳥獣関連情報の提供と緩衝帯整備等に課する助言を行う。 ・森林所有者の意見集約
めぐみの農業協同組合 みのかも営農経済センター	・農業被害の情報収集及び営農指導、被害防止対策の普及啓発を行う。
岐阜県農業共済組合(中濃支所)	・鳥獣による農作物被害に関する情報提供を行う。 ・被害防止対策の普及啓発を行う。
美濃加茂市農事改良組合	・各地区の被害状況の提供、農家に対し普及啓発を行う。
山之上果実農協組合	・農業被害の情報収集及び営農指導、被害防止対策の普及啓発を行う。
美濃加茂市鳥獣被害対策実施隊	・鳥獣の捕獲等に対する指導、助言を行う。 ・鳥獣の被害防止に関する事業の推進を行う。 ・鳥獣の被害の実態、鳥獣の出没状況の調査を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
可茂県事務所 環境課	・有害鳥獣に対する専門知識・捕獲体制に対する助言を行う。
可茂農林事務所 農業振興課	・農作物に対する防除体制の構築、有害鳥獣の分布等の把握に対する助言を行う。
可茂農林事務所 農業普及課	・有害鳥獣防除に係る技術的指導・助言、情報提供等。

加茂警察署 生活安全課	・有害鳥獣に関する情報提供、防除及び捕獲対策に対する支援。
----------------	-------------------------------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年度に美濃加茂市鳥獣被害対策実施隊を設置済。隊員は市職員から有資格者を任命し、本計画に基づき有害鳥獣被害に関する指導・助言、被害等の調査を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟免許保持者の高齢化と新規の狩猟免許取得者の減少により、捕獲従事者が減少しているため、猟友会と協議し後継者育成に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。